

# 令和8年第1回玉東町議会定例会会議録

令和8年3月9日玉東町議会第1回定例会を議場に招集された。

1. 令和8年3月9日午前10時00分招集
2. 令和8年3月12日午前9時56分開議
3. 令和8年3月12日午前11時30分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行		
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	清田 善雅	町民生活課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健こども課長	清田 浩義	会計管理者	大城戸 雅昭
教育委員会 事務局長	松永 敏	農業委員会 事務局長	小島 隆一
福祉課長	岩川 康幸		

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	小山 めぐみ
--------	-------	---------	--------

- 
10. 議事日程

日程第1	議案第25号	令和8年度玉東町国民健康保険特別会計予算
日程第2	議案第26号	令和8年度玉東町木葉財産区特別会計予算
日程第3	議案第27号	令和8年度玉東町介護保険特別会計予算
日程第4	議案第28号	令和8年度玉東町後期高齢者医療特別会計予算
日程第5	議案第29号	令和8年度玉東町土地取得特別会計予算
日程第6	議案第30号	令和8年度玉東町宅地開発特別会計予算

日程第7 議案第31号 令和8年度玉東町簡易水道事業会計予算

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

8番 清田高広

9番 吉住貞夫

---

開議 午前9時56分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第24号の説明まで終わり、延会をしておりました。

---

日程第1 議案第25号 令和8年度玉東町国民健康保険特別会計予算

日程第2 議案第26号 令和8年度玉東町木葉財産区特別会計予算

日程第3 議案第27号 令和8年度玉東町介護保険特別会計予算

日程第4 議案第28号 令和8年度玉東町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第29号 令和8年度玉東町土地取得特別会計予算

日程第6 議案第30号 令和8年度玉東町宅地開発特別会計予算

**日程第7 議案第31号 令和8年度玉東町簡易水道事業会計予算**

○議長（松尾純久君） 日程第1、議案第25号「令和8年度玉東町国民健康保険特別会計予算」、日程第2、議案第26号「令和8年度玉東町木葉財産区特別会計予算」、日程第3、議案第27号「令和8年度玉東町介護保険特別会計予算」、日程第4、議案第28号「令和8年度玉東町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第5、議案第29号「令和8年度玉東町土地取得特別会計予算」、日程第6、議案第30号「令和8年度玉東町宅地開発特別会計予算」、日程第7、議案第31号「令和8年度玉東町簡易水道事業会計予算」、以上7議案を一括して議題とします。

議案第25号についての説明を求めます。

町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） おはようございます。今日もよろしく願いいたします。

それでは議案第25号について御提案いたします。

1枚おめくりください。表紙の裏です。議案第25号、令和8年度玉東町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億978万6,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

（歳出予算の流用）第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項

の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和8年3月9日提出、玉東町長。

1ページです。第1表、歳入歳出予算、歳入です。

1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税1億1,294万6,000円。

2款、使用料及び手数料、1項、手数料1,000円。

3款、国庫支出金、1項、国庫補助金466万4,000円。

4款、県出資金、1項、県補助金5億2,407万6,000円。

5款、財産収入、1項、財産運用収入14万9,000円。

7款、繰入金、1項、他会計繰入金6,584万2,000円。

8款、繰越金、1項、繰越金200万円。

9款、諸収入、1項、延滞金、加算金及び過料10万2,000円、4項、雑入6,000円。

歳入合計、7億978万6,000円です。

2ページをお願いします。2ページ、歳出です。1款、総務費、1項、総務管理費2,731万7,000円、2項、徴税費253万9,000円、3項、運営協議会費8万円。

2款、保険給付費、1項、療養諸費4億3,891万2,000円、2項、高額療養費7,500万円、3項、移送費1,000円、4項、出産育児諸費350万2,000円、5項、葬祭諸費20万円。

3款、国民健康保険事業費納付金、1項、医療給付費分9,494万8,000円、2項、後期高齢者支援金等分2,507万8,000円、3項、介護納付金分1,495万1,000円、4項、子ども子育て分306万7,000円。

5款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費2,084万3,000円、2項、保健事業費107万4,000円。

6款、基金積立金、1項、基金積立金1,000円。

8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金34万2,000円。

9款、予備費、1項、予備費193万1,000円。

歳出合計7億978万6,000円で、対前年比2,536万8,000円の減で、率としましては3.45%の減でございます。

5ページをお願いします。2、歳入、1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税、こちらは付加決定は現時点では確定しておりません。そのため令和7年度所得と加入者の状況をもとに徴収率を参考に算出しております。本年度予算1億1,294万6,000円で、前年比1,093万1,000円の減でございます。この節の区分の中で4節を新設しております。子ども・子育て支援納付金分、現年課税分です。令和8年度より始まります新しい賦課でございます。231万1,000円で、こちらは子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、国民健康保険法が改正され、その改正規定で、町は、子ども・子育て支援納付金のほうの費用に充てるため、こちらの保険税を計上しております。次の2行目の欄です。退職被保険者等国民健康保険税、こちらは廃目整理です。後期高齢者医療制度移行に伴い、退職者医療制度が廃止され、経過措置対

象者も後期高齢者となったため廃目整理をするものです。

最後の枠です。2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、督促手数料1,000円でございます。

6ページをお願いします。3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、12目、子ども・子育て支援事業費補助金466万4,000円です。こちらは子ども・子育て支援、失礼しました。支援支援金となっております。説明欄のところに支援のほうのダブリがありますので、支援を一つ消してもらえればと思います。大変失礼しました。子ども・子育て支援金システム改修補助金で、システム改修に充てるため国の補助100%補助されます。

2番目の枠です。4款、県支出金、1項、県補助金、1目、保険給付費交付金5億2,407万6,000円です。前年比263万8,000円の減でございます。1節、普通交付金5万460万円と2節、特別交付金1,947万6,000円で、内訳は四つの支援分がございます。説明は省略させていただきます。

(5万飛んでじゃなくて5億。)

失礼しました。5億460万円でございます。訂正します。

3枠目です。5款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、利子及び配当金14万9,000円です。こちらは国民健康保険基金利子でございます。

最後の枠です。7款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金6,584万2,000円です。前年比344万1,000円の減でございます。1節、保険基盤安定繰入金から次のページ8節、産前産後保険料繰入金までを計上しております。

7ページの2枠目です。8節、繰越金、1項、繰越金、2目、その他繰越金200万円を計上しております。前年度の繰越金を計上しております。

3枠目です。9款、諸収入、1項、延滞金、加算金及び過料、1目、一般被保険者延滞金から5目、過料を計上しております。退職被保険者分の計上は廃目整理でこれ以降もありますので、説明は省略させていただきます。

最後の枠です。9款、諸収入、1項、雑入、1目、一般被保険者第三者納付金から次のページ、8ページです。8目、雑入は4,000円の名目計上になっております。

歳入は説明を終わります。

歳出に行きます。9ページです。

歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費に2,655万4,000円で前年比459万5,000円の増でございます。主なものは右欄説明欄のとおりで、会計年度任用職員1名分と職員2名分の人件費を計上しております。また、12節、委託料につきましては、子ども・子育て支援金システム改修、100%の補助で実施します国保税賦課徴収システムの改修を計上しております。下の欄です。2目、連合会負担金76万3,000円の計上でございます。

10ページをお願いします。2枠目です。同じく1款、総務費、1項、徴税費、1目、徴税費253万9,000円で、前年比32万6,000円の増でございます。賦課徴収に係る事務費を計上しております。

1枠飛んで最後の枠です。2款、保険給付費、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費4億3,500万円で、前年比500万円の増でございます。近年の医療技術の高度化と医薬品の高額化

を考慮して計上しております。3目から次のページ5目までは説明を省略いたします。

11ページの2枠目をお願いします。2款、保険給付費、2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費7,490万円で、前年比290万円の増でございます。療養給付費同様の状況でございますので、増額の計上でございます。以下は省略させていただきます。

12ページをお願いします。2枠目です。2款、保険給付費、4項、出産育児諸費、1目、出産育児一時金350万円で7名分の経費を計上しております。

最後の枠です。3款、国民健康保険事業費納付金、1項、医療給付費分から次のページの4項、子ども子育て分までが熊本県に納付する負担金でございます。一般被保険者、高齢者、介護、子ども子育て分と納付があります。

最後の枠です。13ページ、5款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費、1目、特定健康診査等事業費です。2,084万3,000円です。前年比143万9,000円でございます。主なものは、会計年度任用職員1名分の人件費と、次のページ、14ページの12節、委託料で、特定健康診査等事業費委託料が主な計上でございます。7年度の補正で減額をこの健診等の委託料は計上させていただいておりますが、できるだけ健診の機会を多くとるところで、あくまでも予算上はいつばいの経費を計上しております。できるだけ周知をして受診率向上に努めてまいります。

14ページの2枠目です。5款、保健事業費、2項、保険事業費と最後の枠3枠目です。

6款、基金積立金、1項、基金積立金から次のページの15ページ、8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金は以上計上しております。説明は省略いたします。

最後の枠、15ページ最後の枠です。9款、予備費、1項、予備費、1目、予備費193万1,000円の計上でございます。

16ページをお願いします。給与明細書でございます。1、特別職、こちらにつきましては、国保運営委員6名分の報酬等を記載しております。

また17ページにつきましては、2、常勤職員2名と会計年度任用職員2名の明細でございます。説明は省略いたします。

以上、提案申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 続きまして、議案第26号についての説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） おはようございます。

それでは、議案第26号について提案いたします。表紙を1枚おめくりください。

議案第26号、令和8年度玉東町木葉財産区特別会計予算。令和8年度玉東町木葉財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ842万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月9日提出、玉東町長。

次のページです。1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算書、まずは歳入です。

1款、財産収入、1項、財産運用収入691万9,000円。

3 款、繰越金、1 項、繰越金150万円。

4 款、諸収入、2 項、雑入1,000円。

歳入合計842万円とします。

次のページをお願いします。2 ページです。歳出でございます。

1 款、総務費、1 項、総務管理費478万7,000円。

2 款、農林水産業費、1 項、林業費309万4,000円。

3 款、予備費、1 項、予備費53万9,000円。

歳出合計842万円といたします。前年対比は106.2%でございます。

5 ページをお願いいたします。それでは歳入についての詳細について御説明いたします。

1 款、財産収入、1 項、財産運用収入、1 目、財産貸付収入、本年度予算額で655万2,000円を計上しております。前年対比で11万2,000円の減です。その減額につきましては、前年度誤った貸付歳入をしておりましたので、それを減額した分の減額でございます。説明欄でございます。碎石用の貸付収入で652万2,000円、それから九電への電柱の占有料といたしまして3万円でございます。2 目、利子及び配当金36万7,000円を見込み計上をしております。これにつきましては、説明欄のほうでございますが、木葉財産区基金利子で36万6,000円、木葉財産区特別利付国債で名目計上しております。基金につきましては、積立金総額で、現在1億3,300万円です。うち約1億円が国債を借り入れております。

3 款、繰越金、1 項、繰越金、1 目、繰越金150万円を見込み計上しております。

4 款、諸収入、2 項、雑入、1 目、雑入1,000円、名目計上でございます。

次のページをお願いします。歳出でございます。

1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費478万7,000円を本年度予算額で計上しております。前年対比で100万4,000円の増額となっております。増額の主な要因につきましては、24節、積立金100万円を増額したことによるもので、ほかは前年同額及び前年並みの計上となっております。

下の枠です。2 款、農林水産業費、1 項、林業費、1 目、林業振興費309万4,000円を計上しております。前年対比で37万6,000円の減となっております。減額の主な要因につきましては、10節の消耗品の減額と、5年に1回更新の森林保険料17万8,000円の支出が8年はないことが要因でございます。

次のページをお願いします。3 款、予備費、1 項、予備費、1 目、予備費53万9,000円は、予算調整の額でございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 続きまして、議案第27号についての説明を求めます。

福祉課長、岩川康幸君。

○福祉課長（岩川康幸君） おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、議案第27号について御提案いたします。

表紙をおめくりください。議案第27号、令和8年度玉東町介護保険特別会計予算。令和8年度

玉東町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算）、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億4,551万7,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条（一時借入金）、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円とする。

第3条（歳出予算の流用）第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算に過不足が生じる場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和8年3月9日提出、玉東町長。

次のページになります。第1表、歳入歳出予算、歳入。

1款、保険料、1項、介護保険料1億2,048万5,000円。

2款、使用料及び手数料、1項、手数料1,000円。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金1億2,859万円、2項、国庫補助金8,362万7,000円。

4款、支払基金交付金、1項、支払基金交付金2億261万円。

5款、県支出金、1項、県負担金1億657万3,000円、3項、県補助金1,179万9,000円。

6款、財産収入、1項、財産運用収入16万6,000円。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金1億5,496万3,000円、2項、基金繰入金3,300万円。

8款、諸収入、1項、延滞金、加算金及び過料6,000円、3項、雑入369万7,000円。

歳出合計8億4,551万7,000円。

次のページをお願いいたします。歳出になります。

1款、総務費、1項、総務管理費2,988万6,000円、2項、徴収費195万5,000円、3項、介護認定審査会費1,380万3,000円、5項、運営委員会費2万4,000円、6項、計画策定委員会費17万6,000円、7項、地域密着型サービス運営委員会費2万4,000円、8項、地域包括支援センター運営委員会費2万4,000円。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費6億5,740万4,000円、2項、介護予防サービス等諸費1,412万4,000円、3項、その他諸費72万円、4項、高額介護サービス等諸費1,923万円、5項、高額医療合算介護サービス等諸費201万円、6項、特定入所者介護サービス等諸費3,010万2,000円。

5款、地域支援事業費、1項、新しい介護予防・日常生活支援総合事業2,784万7,000円、2項、包括的支援事業・任意事業費4,614万5,000円。

6款、基金積立金、1項、基金積立金16万6,000円。

8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金15万1,000円。

9款、予備費、1項、予備費172万6,000円。

歳出合計 8 億4,551万7,000円、前年度より2,307万4,000円の増になります。

5 ページのほうをお願いいたします。歳入になります。

1 款、保険料、1 項、介護保険料、1 目、第 1 号被保険者保険料 1 億2,048万5,000円は、前年比 61万8,000円の減です。1 節、現年度分特別徴収保険料 1 億1,466万9,000円と 2 節、現年度分普通徴収保険料は573万3,000円になります。

次、2 款、使用料および手数料、1 項、手数料、1 目、督促手数料は1,000円になります。

3 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金、1 目、介護給付費負担金 1 億2,859万円は、205万4,000円の増になります。現年度分は、介護給付費の法定負担分になります。2 項、国庫補助金、1 目、調整交付金5,788万6,000円は、118万1,000円の増です。現年度調整交付金は、介護給付費の 8 %を計上しております。2 目、地域支援事業交付金670万8,000円は52万2,000円の増です。現年度分は、総合事業の法定負担分となります。3 目、地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業 1,673万3,000円は48万8,000円の減です。現年度分は、包括的支援事業・任意事業の法定負担分です。これ以降はそれぞれ法定負担分に計上しておりますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。8 目、保険者機能強化推進交付金70万円は10万円の減となります。9 目、介護保険保険者努力支援交付金160万円になります。

4 款、支払基金交付金、1 項、支払基金交付金、1 目、介護給付交付金 1 億9,536万6,000円は、398万8,000円の増になります。2 目、地域支援事業交付金724万4,000円は、56万3,000円の増となります。

5 款、県支出金、1 項、県負担金、1 目、介護給付費負担金 1 億657万3,000円は、274万5,000円の増です。3 項、県補助金、1 目、地域支援事業交付金・総合事業335万4,000円は、26万1,000円の増になります。2 目、地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業844万5,000円は、16万5,000円の減になります。

次のページをお願いいたします。

6 款、財産収入、1 項、財産運用収入、1 目、利子及び配当金16万6,000円は、9 万円の増となります。

7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、1 目、介護給付費繰入金9,044万8,000円は、184万7,000円の増になります。2 目、地域支援事業繰入金総合事業335万5,000円は、26万1,000円の増になります。3 目、地域支援事業繰入金包括的支援事業・任意事業836万7,000円は、24万3,000円の減になります。4 目、その他一般会計繰入金4,589万2,000円は、676万1,000円の増で、1 節、職員給与等繰入金と 2 節、繰入金になります。5 目、低所得者保険料軽減繰入金690万1,000円は、59万1,000円の減です。

7 款、繰入金、2 項、基金繰入金、1 目、介護給付費準備基金繰入金3,300万円は、500万円の増になっております。給付費に対し保険料不足について計上しております。

8 款、諸収入、1 項、延滞金、加算金及び過料、1 目、第 1 号被保険者延滞金5,000円です。2 目、第 1 号被保険者加算金1,000円になります。

次のページをお願いいたします。3項、雑入、1節、第3者納付金1,000円になります。2節、返納金1,000円になります。3節、雑入369万5,000円で、内訳は右説明欄のとおりとなります。

次のページをお願いいたします。歳出になります。

3、歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費2,988万6,000円は、863万3,000円の増です。一般管理費は、職員3名分の給与と給与の経常経費が主なものとなっております。委託料で、介護保険事業計画業務委託とシステム改修に伴う委託関係722万6,000円の増が主な増加要因となっております。

次のページをお願いいたします。2項、徴収費、1目、賦課徴収費195万5,000円は、56万円の増となります。3項、介護認定審査会費、1目、介護認定審査会費614万4,000円は、191万2,000円の減で、有明広域認定審査会システム負担金になります。2目、認定調査費765万9,000円は、27万2,000円の増で、上記審査会へ提出する審査、調査を行うための人件費2名分です。

次のページをお願いいたします。5項、運営委員会費、会議費用の計上になります。6項、計画策定委員会費17万6,000円は、介護保険事業計画策定委員会報酬費用弁償になります。7項、地域密着型サービス運営委員会費は、会議費用の計上になります。8項、地域包括支援センター運営委員会費は、会議費用の計上になります。

次のページをお願いいたします。2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、1居宅介護サービス給付費2億7,090万円は350万円の減で、要介護認定者の介護サービスに要する費用です。令和7年度が月平均2,250万円程度を推移しており、訪問介護や訪問看護が減少傾向になっています。一つ欄を飛ばします。3目、地域密着型介護サービス給付費6,170万円は、238万円の減で、グループホームはる、介護ホームはぶのの通所サービス利用にかかわる給付費になります。一つ欄を飛ばします。5目、施設介護サービス給付費2億9,150万円は、1,670万円の増で、介護老人福祉施設等のサービス利用にかかわる給付費になります。介護医療員をはじめ、全体的に入所者は増加傾向となっております。一つ欄を飛ばします。13ページをお願いいたします。7目、居宅介護福祉用具購入費60万円になります。8目、居宅介護住宅改修費150万円になります。9目、居宅介護サービス計画給付費3,120万円は、在宅サービス利用時のケアプラン作成にかかわる給付費となっております。2項、介護予防サービス等諸費、1目、介護予防サービス給付費1,020万円は、25万円の減で、要支援認定者の介護予防サービス利用にかかわる給付費になります。3つ欄を飛ばします。

次のページをお願いいたします。5目、介護予防福祉用具購入費40万円です。6目、介護予防住宅改修費100万円です。7目、介護予防サービス計画給付費252万円です。要支援認定者のケアプラン作成にかかわる給付費になります。一つ欄を飛ばします。3項、その他諸費になります。1目審査支払手数料72万円です。

次のページをお願いいたします。4項、高額介護サービス等諸費、1目、高額介護サービス費1,920万円は60万円の増となっております。施設給付費報酬単価の増と入所者増に伴う増加が主な原因となっております。2目、高額介護サービス費3万円です。5項、高額医療合算介護サービス等諸費、1目、高額医療合算介護サービス費200万円です。2目、高額医療合算介護サービス費

1万円です。6項、特定入所者介護サービス等費、1目、特定入所者介護サービス費3,000万円は、360万円の増で、入院やショートステイ利用者の食費、部屋代にかかわる給付費になっております。

次のページお願いいたします。3目、特定入所者介護予防サービス費10万円です。一つ欄を飛ばします。5款、地域支援事業費、1項、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、1目、介護予防・生活支援サービス事業1,986万1,000円は190万8,000円の増です。主に事業対象者、要支援認定者に対する家事支援、訪問リハ、シャキットの教室等の費用になっております。2目、一般介護予防事業798万6,000円は18万円の増です。主に重度化防止のための専門職の講師代や教室の開催、地区サロン活動支援の費用になります。

次のページをお願いいたします。2項、包括的支援事業・任意事業、2目、総合相談事業費431万6,000円は22万3,000円の増で、主に社会福祉士1名分の人件費になっております。3目、権利擁護事業費3万円は、103万8,000円の減となっております。4目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,358万8,000円は50万9,000円の増です。主にケアマネージャー3名分の人件費になります。

次のページをお願いいたします。5目、新予防給付マネジメント事業144万6,000円です。介護予防計画を事業所に委託するための費用になっております。6目、家族介護支援事業15万3,000円は1万9,000円の増です。高齢者見守り支援を行うための事業費になっております。

次のページをお願いします。一つ欄を飛ばします。8目、介護給付費等費用適正化事業45万円は、42万6,000円の減です。ケアプランの点検や事業所への実施指導、国保連の医療費情報突合など、適正な給付管理を行うための事業費となっております。10目、生活支援体制整備事業費1,283万円は、41万9,000円の減です。こちらの事業につきましては、高齢者の多様なニーズに対応するための生活支援の提供で、地区サロンの機能強化事業等の事業費と、生活支援コーディネーター2名分の人件費が主なものとなっております。

次のページお願いいたします。11目、認知症施策推進事業1,143万8,000円は234万円の減です。認知症の予防と支援を提供するための事業費と、訪問等を実施するための看護師2名の人件費を計上しております。

二つ欄を飛ばします。21ページをお願いします。15目、成年後見制度利用支援事業は、3目、権利擁護事業費からの予算組み替えで103万8,000円になります。

9款、予備費、1項、予備費、1目、予備費172万6,000円につきましては、歳入歳出合計を予備費で調整をしております。

次のページをお願いいたします。給与明細書になります。本年度その他特別職27名分の報酬として17万7,000円を計上しております。内訳としまして、介護保険運営委員6名、地域密着型委員6名、包括支援センター運営委員6名、介護保険事業計画策定委員会9名となっております。

次のページをお願いします。23ページから30ページは、職員3名分と会計年度任用職員の人件費です。説明は割愛をいたします。

31ページをお願いいたします。こちらは債務負担行為で、翌年度以降にあたるものについて以下のとおり起債しております。説明は省略させていただきます。

以上、御提案申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 説明の途中ですが、しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時41分

再開 午前11時01分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第28号、町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） それでは、議案第28号について御提案申し上げます。

1枚おめくりください。表紙の裏です。議案第28号、令和8年度玉東町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,355万2,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和8年3月9日提出、玉東町長。

1ページです。第1表、歳入歳出予算、歳入。

1款、後期高齢者医療保険料、1項、後期高齢者医療保険料8,667万9,000円・

2款、使用料及び手数料、1項、手数料1,000円。

4款、繰入金、1項、一般会計繰入金4,286万2,000円。

5款、繰越金、1項、繰越金1,000円。

6款、諸収入、1項、延滞金及び過料1,000円、2項、償還金及び還付加算金11万円、4項、受託事業収入389万7,000円、5項、雑入1,000円、歳入合計1億3,355万2,000円。

2ページをお願いします。

歳出、1款、総務費、1項、総務管理費164万4,000円、2項、徴収費159万7,000円。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、後期高齢者広域連合納付金1億2,261万1,000円。

3款、保健事業費、1項、健康保持増進事業費654万円。

4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金16万円。

5款、予備費、1項、予備費100万円、歳出合計1億3,355万2,000円で、前年比1,505万6,000円の増でございます。率にして12.71%の増です。

5ページをお願いします。2、歳入。

1款、後期高齢者医療保険料、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料5,304万7,000円と、次の欄の2項、普通徴収保険料3,363万2,000円の計上でございます。どちらの保険料も熊本県後期高齢者医療広域連合からの市町村負担金をもとに計上しております。また、両1節、現年度分については、従来の医療分に加え、今年度から子育て支援分を併せて計上させていただいております。1枠飛んで3枠目です。

4款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金939万7,000円と2目、保険基盤安定

繰入金3,346万5,000円の計上でございます。

6ページをお願いします。3枠目です。6款、諸収入、4項、受託事業収入、1目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入389万7,000円は、健康保持増進事業の収入を計上しております。

歳入の説明を終わりました歳出です。7ページをお願いします。

3、歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費164万4,000円でございます。説明欄のとおりでございます。2枠目です。2項、徴収費、1項、徴収費159万7,000円で、前年比82万2,000円の増でございます。主に賦課徴収の事務に係る経費を計上しております。

最後の枠です。2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、1目も同じく後期高齢者医療広域連合納付金で、1億2,261万1,000円で、前年比1,185万円の増でございます。納付金につきましても医療分、従来の医療分に加えて子ども分の納付金が計上されております。

8ページをお願いします。3款、保健事業費、1項、健康保持増進事業費、1目、健康診査費654万円で、前年比209万2,000円の増でございます。主な経費としましては、12節の委託料の健診等の委託料が主な計上でございます。

最後の枠です。3枠目です。5款、予備費、1項、予備費、1目、予備費100万円を計上しております。

以上、御提案させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 続きまして、議案第29号、30号、31号についての説明を求めます。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） それでは、議案第29号について御提案いたします。

1枚おめくりください。議案第29号、令和8年度玉東町土地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,125万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和8年3月9日提出、玉東町長。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算、歳入になります。

1款、繰入金、1項、一般会計繰入金7,125万8,000円、歳入合計7,125万8,000円。

次のページをお願いします。歳出、1款、用地取得費7,125万8,000円。

歳出合計7,125万8,000円。

続きまして5ページをお願いします。2、歳入。

1款、繰入金、1項、一般会計繰入金7,125万8,000円、説明欄になります。こちらは上木葉分譲地土地購入に伴う繰入金になります。

次のページをお願いします。6ページ、3、歳出。

1款、用地取得費、1項、用地取得費、1目、用地取得費7,125万8,000円、16節、公有財産購入費、こちらは上木葉分譲地土地購入費となります。分譲計画の対象地は13筆の約9,500平方メートルとなりまして、買収単価は7,500円で計上しております。

以上、御提案申し上げます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第35について御提案いたします。

1枚おめくりください。議案第30号、令和8年度玉東町宅地開発特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ965万1,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和8年3月9日提出、玉東町長。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算、歳入になります。

1款、繰入金、1項、一般会計繰入金270万円。

2款、財産収入、1項、財産売払収入、645万1,000円。

3款、繰越金、1項、繰越金50万円。

歳入総計965万1,000円。

次のページをお開きください。歳出になります。1款、宅地開発費、1項、管理費915万1,000円、2款、予備費、1項、予備費50万円。

歳出合計965万1,000円。

5ページをお願いいたします。

2、歳入、1款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、一般会計繰入金270万円、こちらは一般会計からの繰入金となります。

2款、財産収入、1項、財産売払収入、1目、不動産売払収入、こちらは丸田分譲地1区画分の土地代となります。

3款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金、こちらは前年度よりの繰越金となります。

次のページをお願いします。6ページ、3、歳出、1款、宅地開発費、1項、管理費、1目、一般管理費915万1,000円、18節、負担金、補助及び交付金270万円、こちらは丸田分譲地3件分の定住補助金となります。27節、繰出金645万1,000円、こちらは丸田分譲地1区画分の土地代について、一般会計へ繰り出す分の金額となります。

2款、予備費、1項、予備費、1目、予備費50万円、こちらは50万円を予備費として計上しております。以上、御提案申し上げます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

最後になります。続きまして、第31号について御提案いたします。

では予算書を2枚おめくりください。議案第31号、令和8年度玉東町簡易水道事業会計予算。

(総則)第1条、令和8年度玉東町簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)第2条、業務の予定量は次のとおりとする。1号、給水戸数1,840戸、2号、年間総給水量50万872立方メートル、3号、1日平均給水量1,372立方メートル、4号、主な建設改良事業、南部地区IP通信装置更新工事2,387万円、南部第1水源地送水ポンプ更新工事305万円、北部第2水源地取水ポンプ更新工事1,000万円、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。なお、営業費用中の委託料600万円の財源に充てるため、企業債540万円を借り入れる。

収入、第1款、水道事業収益1億4,208万5,000円、第1項、営業収益7,081万7,000円、第2項、

営業外収益、7,126万8,000円。

支出、第1款、水道事業費用1億3,356万9,000円、第1項、営業費用1億2,716万9,000円、第2項、営業外費用590万円、第4項、予備費50万円。

(資本的収入及び支出)第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,521万5,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額392万1,000円、当年度分消費税資本的収支調整額307万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金1,821万7,000円で補填するものとする。

(収入)第1款、資本的収入8,255万8,000円、第1項、企業債5,790万円、第4項、他会計補助金2,465万8,000円。

(支出)第1款、資本的支出1億777万3,000円、第1項、建設改良費5,792万円、第2項、企業債償還金4,925万3,000円、第3項、固定資産購入費60万円。

次のページをお願いします。3ページ。企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的及び限度額を読み上げます。簡易水道事業建設改良費5,790万円、公営企業適用540万円、一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は5,000万円と定める。予定支出の項目の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、営業費用及び営業外費用の間の流用、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合、議会の議決を経なければ利用することができない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1、職員給与費740万6,000円、他会計からの補助金、第9条、簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助受ける金額は7,800万4,000円である。令和8年3月9日提出、玉東町長。

1枚お開きください。5ページ目から予算に関する資料になります。

次の6ページから、令和8年度玉東町簡易水道事業会計予算実施計画書となります。詳細につきましては、後ほど明細書にて説明いたします。

続きまして10ページになります。10ページにつきましては、予定キャッシュフロー計算書になります。年間の業務活動、投資活動、財務活動、それぞれの金額の動きを示したものとなります。

続きまして、11ページからは水道事業に従事する職員1名分の給与明細書となります。続きまして飛びまして17ページになります。債務負担行為に関する調書となりまして、令和7年度から令和10年度まで公営企業会計システムのリースを行っており、将来的に支払う必要のある経費につきまして計上しております。

18ページから20ページが令和8年度の1年間の事業活動を行ったうえで、令和9年3月31日現在の決算込みを行った予定貸借対照表となります。

また21ページから24ページにつきましては、令和7年度の予定損益計算書と予定貸借対照表となり、簡易水道事業の開始時点の財務状況を想定した予定貸借表となります。

続きまして、25ページをお願いします。25ページになります。左上に中期令和8年度と記入し

ておりまして、その26ページになります。一番下の行になりまして、その他2号、当年度において債権の回収不能額を不能欠損処理のため貸倒引当金を20万円取り崩す予定としております。

続きまして、29ページをお願いします。令和8年度玉東町簡易水道事業会計予算実施計算書明細書になります。主な事業及び昨年度から大きく増減があった箇所、新規事業箇所について説明いたします。

まず、収益的収入及び支出、収入になります。1款、水道事業収益、1項、営業収益、1目、給水収益、1節、水道使用料7,081万6,000円、前年度比36万2,000円の減、2項、営業外収益、2目、他会計補助金は、一般会計補助金として5,334万6,000円、こちらは水道施設の維持管理費及び起債の償還に充当するもので、前年比6,949万2,000円の増。

続きまして、下のページ30ページの支出につきまして主なものを御説明いたします。

1款、水道事業費用、1項、営業費用、2目、配水及び給水費3,363万2,000円の9節、光熱水費は、水道施設電気代1,217万5,000円、前年比167万5,000円の増、続きまして、13節、委託料806万4,000円、備考欄の電気計装設備保守点検業務委託料165万円は新規になります。水道施設として管理しております電気設備及びポンプの定期点検業務を行う委託料となり、対象施設数は19施設となります。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、31ページをお願いします。31ページの16節、手数料、水質検査手数料249万1,000円、前年比51万円の増、こちらは年の神の新規ボーリング箇所の水質検査及びピーフォス・ピーフォアの水質検査手数料の増加となります。

続きまして、その下の4目、総係費の中の13節、委託料です。32ページの一番上のほう、備考の3行目になります。認可申請業務委託料1,000万円、こちらは令和7年度に計上し、補正で減額しておりました年の神の新規ボーリングを1年間の水質検査終了後に、この水源を水道事業として利用するための手続きに要する業務委託料となります。続きまして、15節、賃借料の備考欄の一番下になります。管路台帳システム使用料67万円は新規となり、令和7年度の水道管台帳システム導入に伴うそのシステムの使用料となります。

続きまして、34ページをお願いいたします。34ページは資本的収入及び支出になります。1款、資本的収入、1項、企業債、1目、企業債、1節、企業債5,790万円は、前年比5,908万円の減、昨年度より工事費が減額となったため、起債の借り入れが減少したものになります。

続きまして支出となります。1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、建設改良費、13節、委託料2,100万円、こちらは年の神水源から北部地区へ配水するため、県道及び町道の全長約4キロメートル、そちらの水道管配水設計のため、調査及び測量業務を行う予定としております。

続きまして、14節、工事請負費3,692万円備考欄をご覧ください。南部地区IP通信装置更新工事は、2年前から継続している事業となり、NTT専用回線が令和10年度から使用できなくなりますので、そのために通信装置の切り替えるための工事となります。今年度は南部地区で、原倉東、西安寺、上白木にあります水道施設7箇所の整備となります。

1枚おめくりいただきまして、35ページの一番上の備考欄になります。南部第1水源地送水ポンプ更新工事につきましては、西安寺にあります水源地から原倉、本村地区にある配水池に送水す

るためのポンプが、設置後30年を超えているためポンプ更新を行うものであります。その下段の北部第2水源地取水ポンプ更新工事は、稲佐にごございます水中ポンプが設置後30年を経過しており、取水能力が減少していることから、水中ポンプ及び配管の更新を行うものになります。

以上、御提案申し上げます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） お諮りします。議案第31号までの説明が終わりましたが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本日は延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。明日3月13日は、午前10時に開会します。

起立、お疲れさまでした。

---

延会 午前11時30分